

えひめ循環型社会推進計画評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 「えひめ循環型社会推進計画」(以下「計画」という。)の進捗状況の点検を行うとともに、計画の見直し等を行い、循環型社会の形成促進を図るため、えひめ循環型社会推進計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(機能)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の機能を有するものとする。

- (1) 計画の進捗状況に対する評価・助言に関すること。
- (2) 計画の主要施策の実施状況等に対する評価・助言に関すること。
- (3) 計画の改定に対する助言・勧告に関すること。
- (4) その他循環型社会の形成促進を図るため必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱又は任命する委員10名以内をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 3 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(解散)

第5条 委員会は、その職務を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民環境部環境局循環型社会推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。